

岡山県食の安全推進施策一覧表

基本方針1 県民への情報提供を積極的に推進し食に対する信頼を確保します。

ア 県民への積極的な情報提供

| No | 施策名 | 施策の概要 | 部局 | 実施状況・実施予定 | 目標 |
|----|------------------------|--|----------|---|-------------------------|
| 1 | ホームページ「食の安全・安心おかやま」の充実 | 推進本部のホームページ「食の安全・安心おかやま」に食の安全・安心に関する情報を積極的に掲載し、内容をさらに充実する。 | 本部 | アクセス件数 16,880件(～2月末) 3月にトップページをリニューアルする。 | アクセス件数 17,000件 |
| | | | | 引き続き、食の安全・安心に関する情報を随時提供するとともに、内容の充実を図る。 | アクセス件数 20,000件 |
| 2 | 冊子「食の安全・安心おかやま」等の作成 | 消費者が知りたい食の安全・安心に関する情報についてテーマを絞り、それに沿った安全・安心についての情報を掲載した冊子を作成する。 | 本部 | 冊子「食の安全を知ろう！」を10,000部作成し、「体験科学で知る 食の安心」事業参加者に配付 | 普及啓発資料作成 10,000部 |
| | | | | 食の安全に関する普及啓発資料を作成する。 | 普及啓発資料作成 10,000部 |
| 3 | 栄養食品普及指導事業 | 各保健所で講習会を開催し、加工食品・外食の栄養成分表示や保健機能食品制度に関する知識の普及を図る。 | 保 福 (健対) | H17年度 講習会 回数 22回 参加者数 857人、相談件数:127件 H18年度 実施中 | 実施回数 各保健所1回以上(全9回以上) |
| | | | | 県内9保健所で加工食品の栄養成分表示や保健機能食品制度に関する基礎知識の普及のための「栄養表示基準制度講習会」を実施するとともに、各保健所において栄養食品の相談窓口を設置して相談・指導等を行う。 | 実施回数 各保健所1回以上(全9回以上) |
| 4 | 『食と産を結ぶ地域の会』の開催 | 地域の食の安全・安心について考え、理解を深めていただくため、行政施策の説明を行うとともに消費者と生産者との対話を行う『食と産を結ぶ地域の会』を開催する。 | 本部 | 開催回数 6回 参加者数 305名 (内訳) H18年 8月28日(月)笠岡市 H18年 9月23日(土)和気町 H18年 9月30日(土)吉備中央町 H18年10月14日(土)勝田郡勝央町 H18年10月21日(土)津山市 H18年10月24日(火)総社市 平成18年度にて終了 | 実施回数 6回 |
| 5 | 『食べ物安全探検ねっと』の充実 | ホームページ「食の安全・安心おかやま」をさらに充実させるために、子供向けに開設した『食べ物安全探検ねっと』を充実させる。 | 本部 | アクセス件数 3,649件(～2月末) 3月にトップページ、クイズ等をリニューアルする。 | アクセス件数 4,000件 |
| | | | | 内容の充実を図る。 | アクセス件数 5,000件 |
| 6 | 「栄養成分表示の店」登録事業 | 飲食店で提供しているメニュー(献立)のうち、利用頻度の高いもの5つ程度について、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、塩分の量を表示する店舗の登録を行い、食を通じた健康づくりを推進する。 | 保 福 (健対) | H16年度 登録店舗数 256店(17.3月末) H17年度 登録店舗数 543店(18.3月末) (H18年度6月末新規店舗数:4件) | 登録店舗数 500施設 |
| | | | | 外食料理の栄養成分表示をすすめるとともに、ヘルシーメニューなど健康に配慮した食事の提供する飲食店を増やすため、(社)岡山県栄養士会や岡山県栄養改善協議会、(社)岡山県食品衛生協会等とさらなる連携を図るほか、登録店増加に向けた効果的な活動のあり方についての検討を行う。 | 登録店舗数 700施設 (H22) |

上段は平成18年度実施状況
下段は平成19年度実施予定

| No | 施策名 | 施策の概要 | 部局 | 実施状況・実施予定 | 目標 |
|----|--------------------|--|---------|--|------------------------------------|
| 7 | 食の安全サポーター拡大事業 | 食の安全・安心の拡大に協力頂けるサポート企業(団体)を公募し、県民への積極的な情報提供を推進し、食の安全に対する正しい理解の拡大を図るとともに、官民一体での食の安全推進を図る。 | 本部 | <ul style="list-style-type: none"> ・サポーター登録数 46企業(団体)(2月末現在) ・情報配信回 6回(臨時を含む) ・配信情報数 21件 | サポーター数 40企業(団体) |
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・サポーター企業(団体)の登録数を拡大する。 ・登録したサポーター企業(団体)に対して、食の安全に係る各種情報を提供し、正しい理解の拡大を図る。 ・サポーター企業(団体)が自ら行う『食の安全に係る普及啓発活動』の活性化を図る。 | サポーター数 70企業(団体) サポーター活動冊子の作成 |
| 8 | 「体験!科学で知る 食の安心」事業 | 消費者が不安を抱いている添加物、BSE、農薬等について教材を用いた解説や科学的な実験等を通じて、食に対する正しい理解を深めていただく体験型の研修を一般消費者を対象に実施する。 | 本部 | 実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の園児を対象に、紙芝居や手洗いチェッカーを用いた手の汚れの確認等を実施 ・園児の保護者を対象に食品衛生のワンポイントアドバイスについて説明 ・糖度計による甘味料実験 実施回数 102回、参加人数 3,437人(～12月末) | 実施回数 36回 |
| | | | | 生産現場の視察など新しいメニューを追加して実施する。 | 実施回数 72回 参加人数 2,000人 |
| 9 | 食品媒介感染症患者等の発生情報の提供 | 県内の感染症発生状況を「感染症速報」として情報提供するとともに、腸管出血性大腸菌感染症については、「注意報」、「警報」を発令して注意喚起を呼びかける。 | 保 福(健対) | 一斉FAX、ホームページ等により情報還元を行う。 「注意報」:H13年度～H18年度発令、H18年度は6月19日に発令 「警報」 :H15年度～H18年度発令、H18年度は8月28日に発令 愛育委員の協力により予防知識等を普及している。 | |
| | | | | 一斉FAX、ホームページ等により情報還元を行う。 愛育委員の協力により予防知識等を普及を図る。 | |
| 10 | 食品表示に関する研修会等の開催 | 一般消費者、消費者団体等を対象に食品の表示制度を正しく理解出来るよう研修会を開催するとともに、パンフレットを配布する。 | 生 環(県生) | 一般消費者を対象とした食品表示セミナーを開催。(H19.2.23) | セミナー開催 1回 |
| | | | | 一般消費者を対象とした食品表示セミナーを開催。(H20年2月頃) | セミナー開催 1回 |
| 11 | 食中毒発生防止の啓発活動 | パンフレットの作成配布、情報誌・ラジオ及びホームページなどを活用しての啓発活動を行う。 | 保 福(生衛) | 啓発用チラシを5,000枚作成して配布 感染性胃腸炎の流行に伴いNV対策啓発用チラシを10,000枚作成し配付 | チラシ作成 5,000枚 |
| | | | | 啓発用チラシを5,000枚作成して配布 | チラシ作成 5,000枚 |
| 12 | 食品衛生月間 | 8月の食品衛生月間に各種の普及啓発事業を行う。 | 保 福(生衛) | 街頭キャンペーン、衛生講習会、広報車による啓発、施設巡回指導等を実施 | |
| | | | | 街頭キャンペーン、衛生講習会、広報車による啓発、施設の監視指導、巡回指導等を実施する。 | |

上段は平成18年度実施状況
下段は平成19年度実施予定

| No | 施策名 | 施策の概要 | 部局 | 実施状況・実施予定 | 目標 |
|----|---------------------|--|-------------|---|---|
| 13 | 医薬品情報活動推進事業 | 医薬品情報、生活関連物質、健康食品に関する情報提供活動の助成を行う。 | 保 福 (医薬) | 医療関係者、一般県民から医薬品等に関する電話による質問、照会情報件数 2,029件(～12月末) 事業内容の役割分担を精査し、補助事業の廃止について検討している。 | |
| 新規 | 「食の安全・食育条例」の普及定着 | 「食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」を広く県民に知らしめる。 | 本部 | パンフレットを配布する他、新聞、ポスターなど各種の広報媒体を活用し、条例制定を広く県民に広報する。 | パンフレット作成 20,000部 ポスター作成 5,000枚 |
| 新規 | 食の検定とリスクコミュニケーターの養成 | 条例で規定される県の責務を果たすため、関係機関が連携して食の検定事業を実施するとともに、リスクコミュニケーターを養成する。 | 本部 | 条例制定の広報とリスクコミュニケーションの推進を兼ねて、協議会と協働して、食に関する検定を実施する。各地域ごとの高得点者には、地域における食に関するリスクコミュニケーションの中心的役割を担っていただく。 | 検定試験の実施 1回(9月までに開催) |
| 新規 | 食の安全・安心推進計画策定 | 条例第10条に基づき「食の安全・安心推進計画」を策定する。策定に当たっては、タウンミーティングを開催し、県民や食品関連事業者の意見を反映させる。 | 本部 | 条例第10条の規定に基づく推進計画を策定するに当たり、タウンミーティングを開催するなどして、県民や食品関連事業者に意見を求め、反映させる。 | タウンミーティング 3回開催 (各県民局) |

太枠内は、19年度新規施策

イ 県民からの相談への対応

| No | 施策名 | 施策の概要 | 部局 | 実施状況・実施予定 | 目標 |
|----|-----------------|---|-------------|--|----|
| 1 | 食の安全相談窓口の設置及び充実 | 食の安全に係る相談窓口として、保健所、県民生活課、生活衛生課を主な窓口として設置し、県民からの相談に対して、的確かつ円滑に対応を行う。 | 本部 | 相談件数1,014件(～12月末) 引き続き、県民からの相談に対応する。 | |
| 2 | 食品表示110番 | 食品表示の相談や情報を受け、相談者に関係機関を紹介するほか、関係機関へ情報提供、聴き取り、店舗調査を行う。 | 生 環 (県生) | H17年度 延べ相談件数 79件 H18年度 延べ相談件数 36件(～1月末) 食品表示相談員を配置し、消費者等からの相談・苦情に迅速・的確に対応する。 | |

上段は平成18年度実施状況
下段は平成19年度実施予定

ウ 地産地消の推進

| No | 施策名 | 施策の概要 | 部局 | 実施状況・実施予定 | 目標 |
|----|-------------|--|--------|--|---|
| 1 | 地産地消県民運動の推進 | 「自分たちの住む地域で作られたものを、その地域で消費しよう」をキーワードに、生産者と消費者の相互理解を深め、安全で安心な県産農林水産物の安定供給と消費拡大を目指す。 | 農水(農企) | H18年度 1 地産地消県民運動の推進事業 (1)岡山県地産地消推進会議の開催 伝統的料理試食会をあわせて開催 (H18年7月3日) 2 地産地消のPR事業 (1)「地産地消おかやまフェア」の開催 コンベックス岡山 60,000人 (H18年10月14・15日) (2)商談会の開催 総社市 生産団体27団体・流通関係15団体 (H18年10月28日) (3)地産地消情報誌の作成 3月予定 5,000部 | スーパー等小売店やホテル等飲食店における地場産食材の利用促進 商談会 2回 地産地消おかやまフェアの開催 1回 |
| | | | | H19年度 1 地産地消県民運動の推進事業 (1)岡山県地産地消推進会議の開催 2 地産地消のPR事業 (1)「地産地消おかやまフェア」の開催 (2)地産地消商談会の開催 (3)地産地消情報誌の発行 | 商談会 2回 地産地消おかやまフェアの開催 1回 |
| 2 | 地産地消推進会議 | 学校給食に地場産物を積極的に取り入れ、教育の一環としての学校給食の内容の向上を図るために、生産者、流通段階での関係者、学校給食関係者で協議を行い、推進に向けて検討をし、協力体制を構築する。 | 教育(保体) | 平成18年7月14日 第1回 学校給食用食材地産地消推進検討委員会開催 | 開催数年3回 |
| | | | | 18年度で終了 | |

エ 食育の推進

| No | 施策名 | 施策の概要 | 部局 | 実施状況・実施予定 | 目標 |
|----|---------------------|--|--------|---|------------------------|
| 1 | 地域のお母さんがすすめる健康支援事業 | 親子で食事の調理実習を楽しみながら、バランスのとれた食生活を身につけ、楽しいコミュニケーションを図ることにより親子の絆を強めるとともに子供の情操を育む。 | 保福(健対) | H17年度 ・地域のお母さんの味クッキング 実施回数482回、参加者数15,106人 ・一口運動 実施人数 113,132人 栄養委員による県内各地域での料理教室の開催を通して、地域住民が食に関心を持つようになっている。 H18年度 実施中 | 実施回数 500回 参加人数 8万人 |
| | | | | ・地域のお母さんの味クッキング 実施予定回数500回 参加予定者数16,000人 ・一口運動 実施予定人数120,000人 | 実施回数 500回 参加人数 12万人 |
| 2 | ホームページ「健康おかやま21」の充実 | 21世紀の県民健康づくり指針「健康おかやま21(食育含む)」を広く県民に普及するために開設したホームページの充実を図る。 | 保福(健対) | 最新の情報が提供できるよう更新を行っている。 | |
| | | | | 最新の情報が提供できるよう更新を行う。 | |
| 3 | 学校給食担当者等講習会 | 学校給食と食育(食に関する指導)の意義と役割について認識を深め、安全で魅力ある学校給食及び学校給食指導の充実を目的に実施する。 | 教育(保体) | H18年度は指導者を対象に11月に県下2会場で開催 参加者のべ468人 | 開催数年2回 |
| | | | | H19年度は管理者を対象に11月に教育センターで開催予定 | 開催数年1回 |

| No | 施策名 | 施策の概要 | 部局 | 実施状況・実施予定 | 目標 |
|----|--------------------------------|---|--------|--|----------------------|
| 4 | 岡山県学校給食研究協議大会 | 学校給食の意義と役割について認識を深め、その指導と管理運営の改善充実を図るため、当面する諸問題(衛生管理、栄養管理、健康問題等)について研究協議を行い、学校給食の充実発展に資する資質向上を図る。 | 教育(保体) | H18年度 H19.1.29開催(参加者数:370人) | 開催数年1回 |
| | | | | H19年度 H20.1.29開催予定 | 開催数年1回 |
| 5 | 食の安全・安心食育推進研修会 | 3県民局6支局毎に、健康ボランティア、JA婦人部等を対象に、食育推進リーダーの養成のための研修会を実施する。 | 保福(保福) | ・地域のネットワークづくりや食育推進リーダーの養成に向け、食育について考え、食育に関する情報、意見を交換する食育研修会を開催(現在実施中) | 開催数 9回(9保健所で各1回開催) |
| | | | | ・地域のネットワークづくりや食育推進リーダーの養成に向け、食育について考え、食育に関する情報、意見を交換する食育研修会を開催 | 開催数 9回(9保健所で各1回開催) |
| 6 | 食の安全・食育フォーラムの開催 | 食の安心・安全をキーワードにした食育の推進と、県民との協働について考える集いを開催する。 | 保福(保福) | 食育フォーラムを開催(3月16日) | 参加者数 400人 |
| | | | | 食の安全・食育フォーラムを開催する | 参加者数 500人 |
| 7 | 外食世代の健康づくり推進事業 | 若い世代を対象に、スーパーやコンビニなどを利用して栄養のバランスがとれるような食品選択の知識を習得させるなど、外食を利用した健康づくりの推進を図る。 | 保福(健対) | 1 外食でヘルシー推進事業企画検討会 2 新生活サポート事業 (1)サポート教室 (2)健康生活応援モデル事業(大学へ一部委託) 3 普及啓発活動 | サポート教室 開催数 各保健所5回 |
| | | | | H18年度に準ずる。 | サポート教室 開催数 各保健所5回 |
| 8 | 栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業 | 栄養教諭が中核となって、家庭や地域の団体等と連携・協力した食育の取組を行うとともに、家庭に対する効果的な働きかけの方策等について調査研究を行う。 | 教育(保体) | 県下2地域を指定して実施(倉敷市・瀬戸内市) | |
| | | | | 県下2地域を指定して実施予定 | |
| 9 | 地域に根ざした学校給食推進事業 | 学校と生産者等の関係者の連携協力のもと学校給食においてい地域産物を積極的に取り入れ食に関する指導において活用していくための方策等について実践的な調査研究を行う。 | 教育(保体) | 県下1地域を指定して実施(鏡野町) | |
| | | | | 県下1地域を指定して実施(1市町村を予定) | |
| 10 | 児童生徒の生活習慣と健康等に関する実践調査研究 | 栄養教諭と養護教諭が連携し、地域の医療機関や学識経験者の協力を得て、児童生徒の睡眠や食生活の状況が健康や意欲に及ぼす影響等の特定のテーマに関する実践的な調査研究を実施し、その成果を普及する。 | 教育(保体) | 県下1地域を指定して実施(建部町) | |
| | | | | 県下1地域を指定して実施(1市町村を予定) | |
| 新規 | 地域における食育推進活動の展開 | 食の安全・食育条例及び食育推進計画に基づき、食育に係る施策を総合的に推進するため、県内各地域で関係者の緊密な連携の下、各地域の特性を生かした取組を進める。 | 保福(保福) | ・県民局単位を基本に食育関係者の情報や意見を交換し、連携を図る場を設置する。 ・県下9か所程度の「食育推進モデル地区」を指定し、地域をあげて食に関する各種事業を展開する。 | |

上段は平成18年度実施状況
下段は平成19年度実施予定

| No | 施策名 | 施策の概要 | 部局 | 実施状況・実施予定 | 目標 |
|----|-------------------|---|--------------|---|----|
| 新規 | 食育から広げる生活リズム向上プラン | 子どもの望ましい食習慣の形成に重点を置いて、学校においては、学校給食の充実を図り、学校教育活動全体を通じた食に関する指導を図るとともに、家庭・地域においては、基本的な生活習慣の育成に向けた様々な取組を実践するなど、三者が連携を図りながら子どもの生活リズム向上を推進していくものである | 教育(保体)(生涯学習) | <ul style="list-style-type: none"> 県下6地域推進研究地域の指定 食育月間シンポジウムの開催予定(6月25日岡山市民会館 予定) 我が家の自慢朝食料理コンクール 実践報告会(2月開催予定) | |

太枠内は、19年度新規施策

基本方針2 安全な農林水産物の生産を確保します。

ア 生産現場への普及指導

| No | 施策名 | 施策の概要 | 部局 | 実施状況・実施予定 | 目標 |
|----|-------------------|---|--------|--|---|
| 1 | 農薬の安全・適正使用指導 | 残留農薬のポジティブリスト制度に対応し、農薬使用基準の遵守を徹底するとともに、近接した他作物への飛散防止対策の推進等により、農薬に起因する危害及び農薬残留の防止に万全を図る。 | 農水(農経) | <ul style="list-style-type: none"> 農薬管理指導員の認定(研修会開催6回(5/29、6/26、11/20、11/24、2/9、2/19)) 農薬危害防止運動実施(強化月間:6月1日～30日) 農薬販売店(1,332店)への立入検査の実施(273店) 残留農薬基準のポジティブリスト制度導入に対応した農薬の適正使用・飛散防止対策等の啓発指導(普及指導センター、JAに相談窓口の設置等) | 研修会開催回数 6回 立入検査件数 300店 |
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> 農薬管理指導員の認定 農薬危害防止運動実施(強化月間:6月1日～30日) 農薬販売店への立入検査の実施 | 研修会開催回数 6回 立入検査件数 300店 |
| 2 | 有機無農薬農業の推進 | 自然の生態系を重視した有機無農薬農業を推進する。 | 農水(生流) | H17年度88ha 1,372t H18年度88ha 1,455t(見込み) 有機無農薬農産物フェア(H18年10月14、15日)等を開催 | 生産量 1,450t |
| | | | | H19年度 有機無農薬農産物フェア(H19年10月13、14日)等を開催 | 生産量 1,475t |
| 3 | 貝類汚染監視調査 | アサリやカキといった二枚貝の貝毒検査を行うとともに、貝毒プランクトンの出現状況の調査を行い、食中毒被害の防止に努める。 | 農水(水産) | H17年度:34検体 H18年度:31検体(～2月末) | 検査検体数 34検体 |
| | | | | 貝毒検査 H19年度:34検体予定 ノロウイルス検査 H19年度:496検体予定 | 貝毒検査 検体数:34 検体 ウイルス検査 検体数:496 検体 |
| 4 | カキのNV(ノロウイルス)分布調査 | 県下のカキ養殖漁場において、県や県漁連・漁協が食中毒の原因となるNVの検査を実施して、製品の安全性を確保する。 | 農水(水産) | H17年度:453検体 H18年度:417検体(～2月末) | 検査検体数 496検体 |
| | | | | 貝類汚染監視調査に移行 | |
| 5 | 養殖魚の水産用医薬品の残留検査 | 県下の養殖場において、出荷前のアマゴ(ヒラメ)の水産用医薬品残留検査を実施して、製品の安全性を確保する。 | 農水(水産) | H17年度:20検体 H18年度:20検体(～2月末) | 検査検体数 20検体 |
| | | | | H19年度:20検体予定 | 検査検体数 20検体 |

上段は平成18年度実施状況
下段は平成19年度実施予定

イ トレーサビリティシステム

| No | 施策名 | 施策の概要 | 部局 | 実施状況・実施予定 | 目標 |
|----|-------------------------|---|--------|---|--------------------|
| 1 | 農産物のトレーサビリティシステム | 食の安全と安心に対する県民の関心の高まり等を踏まえ、「食卓から農場へ」食品の履歴を遡ることのできる仕組み(トレーサビリティシステム)の普及と定着化に対し支援する。 | 農水(生流) | <p>トレーサビリティシステムの運用(全農県本部)</p> <p>H15年度 もも・マスカット・ピオーネ(H15.7.25～)</p> <p>トマト(H15.8.30～)</p> <p>なす(H15.10.2～)</p> <p>米(H15.11.30～)</p> <p>H16年度 愛宕梨(H16.11.10～)</p> <p>大根(H16.11.19～)</p> <p>黒大豆(H16.12.13～)</p> <p>H17年度 瀬戸ジャイアンツ(H17.12.1～)</p> <p>きゅうり(H17.12.30～)</p> <p>H18年度 内容充実</p> | 対象品目11品目(内容充実) |
| | | | | 「つくり手買い手のいいものづくり推進事業」に移行 | |
| 2 | 食肉の安全・安心対策 | 「農場から食卓まで」の生産履歴情報を提供するトレーサビリティシステムを構築し、県産牛肉に対する消費者の信頼を確保するとともに、県産牛肉の生産振興と地産地消を推進する。(岡山県産牛のトレーサビリティシステムから名称変更) | 農水(畜産) | <p>これまでの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産和牛についてシステム導入：H14.10.1～ ・乳用種、交雑種を含む県産牛にシステム拡大：H15.10.29～ ・県産豚肉のトレーサビリティシステムを導入：H17.3.29～ ・モデル店舗での実証：県下40店舗(H16年度で終了) <p>平成18年度の取組</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) まきばの館ふれあい感謝デー(5月28日)にて、トレサシステム実演及びチラシを配布 (2) 岡山県畜産物フェア(10月8日)トレサシステムの実演 (3) 岡山県産食肉まつり(10月14日～15日)トレサシステム実演及びチラシを配布 (4) 岡山県枝肉共進会(12月7日)にて、普及啓蒙チラシ配布 | |
| | | | | <p>平成19年度の取組</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) まきばの館ふれあい感謝デー(5月下旬)にて、トレサシステム実演及びチラシを配布予定 (2) 岡山県畜産物フェア(10月上旬)トレサシステムの実演予定 (3) 岡山県産食肉まつり(10月中旬)トレサシステム実演及びチラシを配布予定 (4) 岡山県枝肉共進会(12月上旬)にて、普及啓蒙チラシ配布予定 | 左記の4カ所での普及啓蒙活動実施予定 |
| 3 | 岡山カキのトレーサビリティシステム導入支援事業 | 水産物の品質と安全性に対する信頼性を高め、「消費者に対して安全、安心な水産物」を提供するため、本県の特産品である岡山カキのトレーサビリティシステムを構築する。 | 農水(水産) | <p>県漁連、邑久町漁協がカキのトレーサビリティシステムを導入し、運用を開始した。</p> <p>県漁連：H16年12月24日～</p> <p>邑久町漁協：H16年11月17日～</p> <p>H17年度以降はシステムの充実を図るべく県漁連、邑久町漁協に指導を行っていく。</p> | |
| | | | | 平成18年度で終了 | |

| No | 施策名 | 施策の概要 | 部局 | 実施状況・実施予定 | 目標 |
|----|---------------------|---|--------|--|--------------------------|
| 新規 | つくり手買い手のいいものづくり推進事業 | 座談会や産地見学、公開討論会を通じて、「つくり手(生産者)」と「買い手(消費者)」のいい関係づくりを進めるとともに、トレーサビリティシステムや特別栽培農産物等の普及を進める。 | 農水(生流) | 1 「つくり手」と「買い手」のいい関係づくり ・「つくり手」と「買い手」の座談会の開催 ・産地訪問の実施 ・公開討論の開催 2 実験店舗の設置による「いいもの」に必要な情報調査 ・実験店舗の設置による生産履歴が明らかな農産物の販売支援 ・消費者に対するトレーサビリティシステムのPR ・農産物の有利販売につながる情報の内容や公表方法等に関する調査 3 いいものづくりの推進 ・農薬・肥料の使用回数を制限する特別栽培農産物等の普及 ・生産者による生産履歴情報の発信を支援 | 産地訪問 3回 公開討論 1回 |

太枠内は、19年度新規施策

ウ BSE (牛海綿状脳症) 対策

| No | 施策名 | 施策の概要 | 部局 | 実施状況・実施予定 | 目標 |
|----|---------------|--|--------|--|--------------------------------|
| 1 | 生産段階のBSE対策の推進 | 生産段階のBSE対策として、牛飼養農家への立入検査、飼料製造工場への立入検査、生産者・消費者への情報提供、死亡牛BSE検査の4点を重点的に実施する。 | 農水(畜産) | 死亡牛の全頭検査(24か月齢以上) 18年度:597頭/計画800頭(～1月末) 牛飼養農家の全戸、全頭立入検査の実施 18年度:2,988戸、297,817頭 (全戸各1回は実施済み～12月末) 飼料製造工場への立入検査 18年度:製造工場延べ15箇所/(～1月末) | 飼料製造工場への立入検査 のべ16箇所(実質12箇所) |
| | | | | 生産段階のBSE対策として、牛飼養農家への立入検査、飼料製造工場への立入検査、生産者・消費者への情報提供、死亡牛BSE検査の4点を重点的に実施する。 | 飼料製造工場への立入検査 のべ16箇所(実質12箇所) |
| 2 | BSEスクリーニング検査 | と畜場で解体処理されるすべての牛を対象に、BSEスクリーニング検査を実施し、陰性が確認されたものだけを食肉として流通させている。 | 保福(生衛) | 4,749頭(～H19.2.23) 引き続き、全頭検査を実施する。 | |

基本方針3 安全な食品の加工(製造)の指導を充実強化します。

ア 加工・製造・調理施設への監視の充実

| No | 施策名 | 施策の概要 | 部局 | 実施状況・実施予定 | 目標 |
|----|---------------------|--|--------|-----------------------------------|--|
| 1 | 加工・製造・調理施設等に対する監視指導 | 通常監視、集中監視及び重点監視を実施し、営業施設に対する効率的な監視指導を行う。 | 保福(生衛) | 監視件数 23,085件(～12月末) 引き続き、実施する。 | 監視指導件数 23,500件 監視指導件数 23,500件 |
| 2 | 添加物使用の法遵守指導 | 添加物を添加又は使用している食品の加工・製造施設に対し、立入検査時に、添加物の使用基準に沿って使用するよう指導するとともに、必要に応じて検査を実施する。 | 保福(生衛) | 立入製造施設数 542件(～12月末) 引き続き、実施する。 | 立入製造施設数 550件 立入製造施設数 550件 |

上段は平成18年度実施状況
下段は平成19年度実施予定

| No | 施策名 | 施策の概要 | 部局 | 実施状況・実施予定 | 目標 |
|----|----------------|--|-------------|---|-------------------------|
| 3 | HACCPシステムの導入支援 | 重点対象施設について、HACCP手法を用いた衛生管理の導入の推進を図る。また、総合衛生管理製造過程承認施設の監視指導を実施する。 | 保 福 (生衛) | 平成18年12月、新たに1施設が承認を受けた。 ・承認済施設監視件数4施設へ延べ8回(～2月末) | 監視件数 9回(3施設 ×3回) |
| | | | | 引き続き、実施する。 | 監視件数 12回(4施設 ×3回) |

イ 食中毒の予防

| No | 施策名 | 施策の概要 | 部局 | 実施状況・実施予定 | 目標 |
|----|-------------------|--|-------------|---|---|
| 1 | 食中毒注意報の発令 | 食中毒の発生しやすい気象条件となり、食中毒の多発が予想される場合、食中毒注意報を発令し、食品の取り扱い及び食品衛生に関する注意を喚起することにより食中毒発生防止と食品衛生意識の高揚を図る。 | 保 福 (生衛) | H18. 7. 4「食中毒注意報」発令 | |
| | | | | 平成19年度食中毒注意報発令要領を定め、注意喚起を図る。 | |
| 2 | 社会福祉施設等給食施設一斉点検 | 食中毒ハイリスクグループに給食を提供する学校・医療機関・社会福祉施設等給食施設に対して一斉点検を実施する。 | 保 福 (生衛) | 立入点検施設数 590施設 | 立ち入り施設数 650施設 |
| | | | | 引き続き、実施する。 | 立ち入り施設数 650施設 |
| 3 | 大量調理施設一斉点検 | 大規模な仕出し・弁当屋・ホテル・飲食店等に対して、国が示した「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準拠した一斉点検を実施する。 | 保 福 (生衛) | 立入点検施設数 113施設(8月～9月) | 立入点検施設数 70施設 |
| | | | | 引き続き、実施する。 | 立入点検施設数 70施設 |
| 4 | 学校給食調理技術講習会 | 学校給食用食材の適切な品質管理や衛生管理及び調理方法等について認識を深めるとともに、学校栄養職員の資質及び技能を図ることを目的として実施する。(衛生管理と調理講習隔年で実施) | 教 育 (保体) | H18年度11月1日開催(参加者数 235人) | 年1回開催 |
| | | | | H19年度11月6日開催予定 | 年1回開催 |
| 5 | 給食施設管理者・従事者研修会の開催 | 給食施設の管理者・従事者に対して、栄養・衛生の基礎知識、栄養管理・衛生管理等について研修を行い、適正な給食の提供により、利用者の健康保持、増進を図る。 | 保 福 (健対) | (H17年度参加者数:保健所総計) 給食施設管理者教育研修会492人、 給食施設従事者研修会1,116人 特定給食従事者研修会150人、給食施設栄養士研修会105人 (H18参加者数)給食施設従事者研修会1,391人 | 開催数 ①管理者 各保健所1回 ②従事者 各保健所2回 |
| | | | | 給食施設の管理者・従事者に対して、栄養管理・衛生管理等の基礎知識を習得させるため、県下9保健所で「給食施設管理者教育研修会」「給食施設従事者研修会」を実施する。また、関係団体(岡山県給食協議会、岡山県栄養士会)に研修の企画及び実施を委託し、効率的かつ効果的な研修を実施する。 | 開催数 ①管理者 各保健所1回 ②従事者 各保健所2回 |
| 6 | 水産食品の衛生確保のための指導 | カキ及びふぐによる事故を防ぐため、講習会及び監視指導を実施する。 | 保 福 (生衛) | ふぐ調理等営業施設一斉点検 点検施設数 339施設 | 点検施設数 200件 |
| | | | | 引き続き、実施する。 | 点検施設数 250件 |

上段は平成18年度実施状況
下段は平成19年度実施予定

| No | 施策名 | 施策の概要 | 部局 | 実施状況・実施予定 | 目標 |
|----|-----------|---|-------------|----------------------|----|
| 7 | 食中毒発生時の調査 | 有症苦情及び食中毒発生時に関係者からの聞き取り、関係食品の検査及び検便の実施等により原因の追及を行い再発の防止を行う。 | 保 福 (生衛) | H18年食中毒事件16件 有症者993名 | |
| | | | | 引き続き、実施する。 | |

ウ 加工・製造・調理者への普及啓発

| No | 施策名 | 施策の概要 | 部局 | 実施状況・実施予定 | 目標 |
|----|------------------|---|-------------|--|--------------------------------|
| 1 | 営業者・従事者向け普及啓発講習会 | 講習会の開催・講師派遣により、営業者等の食品の衛生管理や食品衛生法に関する意識・知識のレベルアップを図る。 | 保 福 (生衛) | 開催数 114回、参加者延べ 4,185人 (～12月末) (内訳) 営業者・従事者向 62回、参加者延べ 2,314人 集団給食従事者向 52回、参加者延べ 1,871人 | 開催数 135回 参加者延べ 6,500人 |
| | | | | 引き続き、実施する。 | 開催数 135回 参加者延べ 6,500人 |
| 2 | 食品衛生責任者講習会 | 全許可施設に設置する食品衛生責任者に対し、衛生管理、法令等の講習を行う。 | 保 福 (生衛) | 講習会参加者1,757人(～2月末) | 責任者講習会参加者数 1,700人 |
| | | | | 引き続き、実施する。 | 責任者講習会参加者数 1,800人 |
| 3 | 食品衛生指導員による巡回指導 | 食品業界の自主管理として、食品衛生指導員が、食品取扱施設を巡回し、指導と助言を行う。 | 保 福 (生衛) | 巡回指導件数20,897件 (内フードスタンプ、パームスタンプ等を使用した指導件数1,370件) | 巡回指導件数 23,000件 |
| | | | | 引き続き、実施する。 | 巡回指導件数 21,000件 |

基本方針4 安全な食品の流通の監視を充実強化します。

ア 県内流通食品の監視

| No | 施策名 | 施策の概要 | 部局 | 実施状況・実施予定 | 目標 |
|----|--------------|---|-------------|--|-----------------------|
| 1 | 県内流通食品の監視の強化 | 食品販売施設等への立入検査を強化し、不良食品を発見、除去することにより、県内流通食品の安全を確保する。 | 保 福 (生衛) | 要許可販売店舗監視件数 4,857件 (～12月末) | 監視件数 5,000件 |
| | | | | 引き続き、実施する。 | 監視件数 5,000件 |
| 2 | 健康食品等の監視の強化 | 健康食品の製造・輸入・販売業者に対する監視指導を強化し、無承認・無許可医薬品の一掃と健康食品の安全確保を図る。 | 保 福 (医薬) | ・薬局・薬店、健康食品専門店等の店舗において、成分・表示から医薬品に該当するものの販売等について実態調査を実施した。 ・年間を通じて広告に係る指導(相談)、他都道府県への違反発見報告も実施した。 | 健康食品販売店の実態調査 316施設 |
| | | | | ・薬局・薬店、健康食品専門店等の店舗において、成分・表示から医薬品に該当するものの販売等について実態調査を実施する。 ・年間を通じて広告に係る指導(相談)、他都道府県への違反発見報告も実施する。 | 健康食品販売店の実態調査 300施設 |

上段は平成18年度実施状況
下段は平成19年度実施予定

イ 試験検査の強化

| No | 施策名 | 施策の概要 | 部局 | 実施状況・実施予定 | 目標 |
|----|---------------------|--|-------------|---|---|
| 1 | 遺伝子組換え食品の検査 | 県内で製造、流通、販売されている食品について、遺伝子組換え食品の表示が正しく行われていることを確認する目的で、買上検査を実施する。 | 保 福 (生衛) | ・安全性審査済みの遺伝子組換え食品の含有量(豆腐等の原料大豆32検体) 結果:全て適合。 ・安全性未審査の遺伝子組換え食品の有無(とうもろこし加工品5検体) 結果:全て適合。 | 検査検体数 豆腐等の 原料大豆30 検体 |
| | | | | 県内で製造、流通、販売されている食品について買上検査(定性及び定量検査)を実施する。 | 検査検体数 豆腐等の 原料大豆30 検体 とうもろこし 加工品5検体 |
| 2 | アレルギー物質の検査 | 県内で製造、流通、販売されている食品について、アレルギー物質の表示が正しく行われていることを確認する目的で、買上検査を実施する。 | 保 福 (生衛) | ・弁当・総菜5検体、生菓子8検体及び焼き菓子7検体について、乳及び卵のスクリーニング検査を実施(総検査項目数:37)。 ・焼き菓子2検体で陽性が出たため、自主回収、原因究明等を行い、再発防止措置を行った。 | 検査検体数 加工食品 20検体 |
| | | | | 加熱加工食品について、検査を実施する。 | 検査検体数 加工食品 20検体 |
| 3 | 食品等事業者による自主検査導入促進事業 | 食品等事業者による食品自主検査を促進することにより、食品の安全確保を図り、もって消費者への安心の拡大を図るため、(社)岡山県食品衛生協会の協力により、自主検査の啓発活動及び自主検査実施認定ステッカーの交付を行う。 | 保 福 (生衛) | 認定事業者数 28事業者(1月末現在) | 認定事業者数 30事業者 |
| | | | | 食品等事業者において自主検査の普及がすすんだことから、今年度で事業を終了し、来年度からは食品衛生協会に引き継ぐ。 | / |
| 4 | 健康食品買い上げ調査 | 健康食品の買い上げ調査を実施し、成分等の確認を行い無承認・無許可医薬品の一掃を図る。 | 保 福 (医薬) | 10検体の検査を行い、医薬品成分の有無について検査を行った。 | 検査検体数 10検体 |
| | | | | 10検体の検査を行い、医薬品成分の有無について検査を行う。 | 検査検体数 10検体 |
| 5 | 県内流通農産物の残留農薬検査 | 県内流通農産物の残留農薬の検査を実施する。 | 保 福 (生衛) | ・実施検体数:189検体(国産171検体、輸入品18検体)(~2月末) ・実施項目 :27,117項目 ・結果 :全て適合 | 検査検体数 180検体 |
| | | | | 県内で生産及び流通している農産物について、検査する。 | 検査検体数 180検体 |
| 6 | 有害物質のモニタリング調査 | 県内流通の農産物、畜産物、魚介類を買い上げて、重金属、農薬、PCBなどの有害物質の検査を実施する。 | 保 福 (生衛) | 重金属18件、農薬18件、PCB20件、TBTO9件を実施中。 | 検査検体数 重金属18 件 農薬18件 PCB20件 TBTO9件 |
| | | | | 重金属18件、農薬18件、PCB20件、TBTO9件を実施する。 | 検査検体数 重金属18 件 農薬18件 PCB20件 TBTO9件 |

上段は平成18年度実施状況
下段は平成19年度実施予定

| No | 施策名 | 施策の概要 | 部局 | 実施状況・実施予定 | 目標 |
|----|---------------------|--|-------------|---|-----------------|
| 7 | 県内流通食品のO157汚染調査 | 県内流通食品のO157汚染実態を調査し、汚染源の追求の一助とする。 | 保 福 (生衛) | 2,438件(うち1件(生食用牛レバー)O157陽性) 当該生食用牛レバーについて調査した結果、加熱用として流通していたものを、最終加工者が生食用として加工、販売していたことが判明したため、指導した。 | 検査検体数 2,000件 |
| | | | | 県内で製造、流通、販売している食品について、検査を実施する予定。 | 検査検体数 2,000件 |
| 8 | 残留農薬等分析法検討事業 | 厚生労働省が行う残留農薬等分析法検討事業に参加し、残留農薬等の分析法開発に協力する。 | 保 福 (生衛) | 動物用医薬品(約40農薬)のLC/M S(MS)一斉分析法を担当。 | |
| | | | | 厚生労働省が示す新たな分析法開発に参加する。 | |
| 9 | 食肉等の残留有害物質調査 | 県内で食肉処理される食肉について、抗生物質等の残留有害物質検査を実施して安全性を確保する。 | 保 福 (生衛) | 736頭(～H19.2.23) | 調査頭数 800頭 |
| | | | | 引き続き、実施する。 | 調査頭数 800頭 |
| 10 | 収去検査 | 県内で製造、流通及び販売されている食品について、成分規格等の検査を実施して安全性を確保する。 | 保 福 (生衛) | 収去検体数3,876件 規格検査項目数37,114項目(～12月末) | 収去検体数 3,400件 |
| | | | | 県内で製造、流通、販売している食品などについて、検査を実施する予定。 | 収去検体数 3,400件 |
| 11 | 苦情食品の検査 | 消費者からの苦情に対して、原因を究明するために検査を実施する。 | 保 福 (生衛) | 45検体、515項目を検査(～12月末) | |
| | | | | 引き続き、実施する。 | |
| 12 | 生食用カキのNV(ノロウイルス)検査 | カキの産地として、生食用カキのNV検査を行い、生食用かきの安全性を確保する。 | 保 福 (生衛) | 10月23日から検査開始、47検体中陽性2件(～2月末) | 検査検体数 60検体 |
| | | | | 引き続き、実施する。 | 検査検体数 60検体 |
| 13 | 食肉等の細菌汚染実態調査 | 県内で食肉処理される食肉について、細菌汚染実態を把握し、その結果を衛生指導に活用する。 | 保 福 (生衛) | 644件(～H19.2.23) | 検査検体数 992件 |
| | | | | 引き続き、実施する。 | 検査検体数 900件 |
| 14 | 試験検査の業務管理(GLP) | 試験検査の信頼性を確保するため、検査精度等の向上を図る。 | 保 福 (生衛) | 外部精度管理 4検査機関で20検体について実施中。 | 4検査機関で 20検体 |
| | | | | 外部精度管理 4検査機関で20検体について実施する。 | 4検査機関で 20検体 |
| 15 | 学校給食用パン・めん抜取調査等委託事業 | 安全でおいしいパン、めんが児童生徒の学校給食に提供されることを目的に(財)岡山県学校給食会に委託して検査を実施する。 | 教 育 (保体) | 5業者で牛乳抜取調査、21工場でパン抜取調査、15工場でめん抜取調査、18工場で米飯抜取調査を実施 | 抜取検査検体数 59検体 |
| | | | | H18年度に準ずる。 | 抜取検査検体数 59検体 |

上段は平成18年度実施状況
下段は平成19年度実施予定

ウ 適正表示の点検

| No | 施策名 | 施策の概要 | 部局 | 実施状況・実施予定 | 目標 |
|----|-----------------|---|-----------------------|---|---|
| 1 | 食品の表示合同点検 | 関係部局が合同で、販売店や食品加工・製造施設へ立ち入り、食品衛生法やJAS法に基づく表示の点検を行う。 | 生環(県生)保福(生衛)農水(生流・水産) | 各県民局・支局単位で関係各課合同点検を実施 点検実施回数 39回、点検施設数 107施設 (内訳) 大型量販店:31回、76施設 かき加工業者:3回、11施設 卸売市場:5回、20施設 | 点検施設数 大型量販店 33施設 かき加工業者 27施設 卸売市場 7施設 |
| | | | | 各県民局・支局単位で関係各課合同点検を実施する。 | 点検施設数 大型量販店 70施設 かき加工業者 10施設 卸売市場 10施設 |
| 2 | JAS法等による適正表示の推進 | JAS法等に係る適正表示の徹底を図るため、普及啓発や監視指導を推進する。 | 生環(県生)農水(生流・水産) | H18年度 ①生鮮食品品質表示基準の遵守状況調査 151店舗(1月末現在) ②直売所等に対する表示状況点検66施設(2月末現在) ③食品表示相談会開催10回(2月末現在) | ①調査店舗数:144店舗 ②直売所等表示状況点検:45施設 ③食品表示相談会:9回開催 |
| | | | | ①生鮮食品品質表示基準の遵守状況調査 ②直売所等に対する表示状況点検 ③食品表示相談会開催 ④啓発用パンフレットの作成 | ①調査店舗数:144店舗 ②直売所等表示状況点検:45施設 ③食品表示相談会:9回開催 |
| 3 | 食品表示ウォッチャーの設置 | 委嘱した消費者からの食品表示に関する情報提供を通じて、行政の監視を補完する。 | 生環(県生) | 食品表示ウォッチャーによるモニタリング(~12月末) ①定期報告 報告者数延べ 246名、調査店舗数延べ 845店舗 ②随時報告 報告者数延べ 36名、調査店舗数延べ 36店舗 | 調査延べ店舗数:1,200店舗 |
| | | | | 食品表示ウォッチャーによるモニタリングを実施する。 | 調査延べ店舗数:600店舗 |

基本方針5 施策に県民の意見を反映します。

| No | 施策名 | 施策の概要 | 部局 | 実施状況・実施予定 | 目標 |
|----|-------------------|---|-------------|--|------------|
| 1 | 「食の安全・食育推進協議会」の運営 | 食の安全・食育推進本部の第三者機関である岡山県食の安全・食育推進協議会の会議を年2回開催し、県の施策に対する提言をいただくとともに、食の安全に関する普及啓発事業に協力を願う。 | 本部 | H18年度 4回開催(7月10日, 8月25日, 11月27日, 19年1月22日) (2月末現在) | 実施回数 2回 |
| | | | | H19年度:3回開催(6月, 10月, 3月) 予定 | 実施回数 3回 |
| 2 | パブリックコメント | 県が基本的な政策等を決定する際に、県民からの意見・情報を意思決定に反映させるため、県民の意見を求める。 | 各部局 | 食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例、食育推進計画の策定に当たって、パブリックコメントを実施した。 | / |
| | | | | 食の安全推進計画策定時にパブリックコメントを実施する。 | |
| 3 | 食品衛生監視指導計画の策定 | 食品衛生法の規定による食品衛生監視指導計画を策定する。 | 保 福 (生衛) | 食の安全・食育推進協議会委員の意見を反映し、策定した。 | / |
| | | | | 食の安全推進計画等と整合を取りながら、平成20年度岡山県食品衛生監視指導計画を策定する。 | |

基本方針6 民間組織と協働します。

岡山県愛育委員連合会、岡山県栄養改善協議会、(社)岡山県栄養士会、岡山県消費生活問題研究協議会、食の安全サポーター、食品表示ウォッチャー、(社)岡山県食品衛生協会(食品衛生推進員・食品衛生指導員)など多くの民間組織と協働してさまざまな施策を実施